

# 第7期 深川市障がい福祉計画 第3期 深川市障がい児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

## 概要版

深 川 市  
令和6年4月

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景と趣旨.....計画書 P1～P2

国・道の動向や本市におけるこれまでの計画の進捗状況、サービス利用の状況等を踏まえ、現行の「第6期深川市障がい福祉計画・第2期深川市障がい児福祉計画」の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の指針や道の計画、近年行われた障がい者制度改革を踏まえ、「第7期深川市障がい福祉計画・第3期深川市障がい児福祉計画（以下「第7期深川市障がい福祉計画等」という。過去の計画についても同様とします。）」（計画期間：令和6年～8年度）を策定するものです。

児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「深川市障がい児福祉計画」を一体的に策定しているものです。

## 第2節 計画の位置付け.....計画書 P3～P5

### 1 法令の根拠

#### ○障がい福祉計画

障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉計画の基本的理念を踏まえ、国の基本指針に基づき本市の障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

#### ○障がい児福祉計画

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成される計画です。

### 2 計画の期間

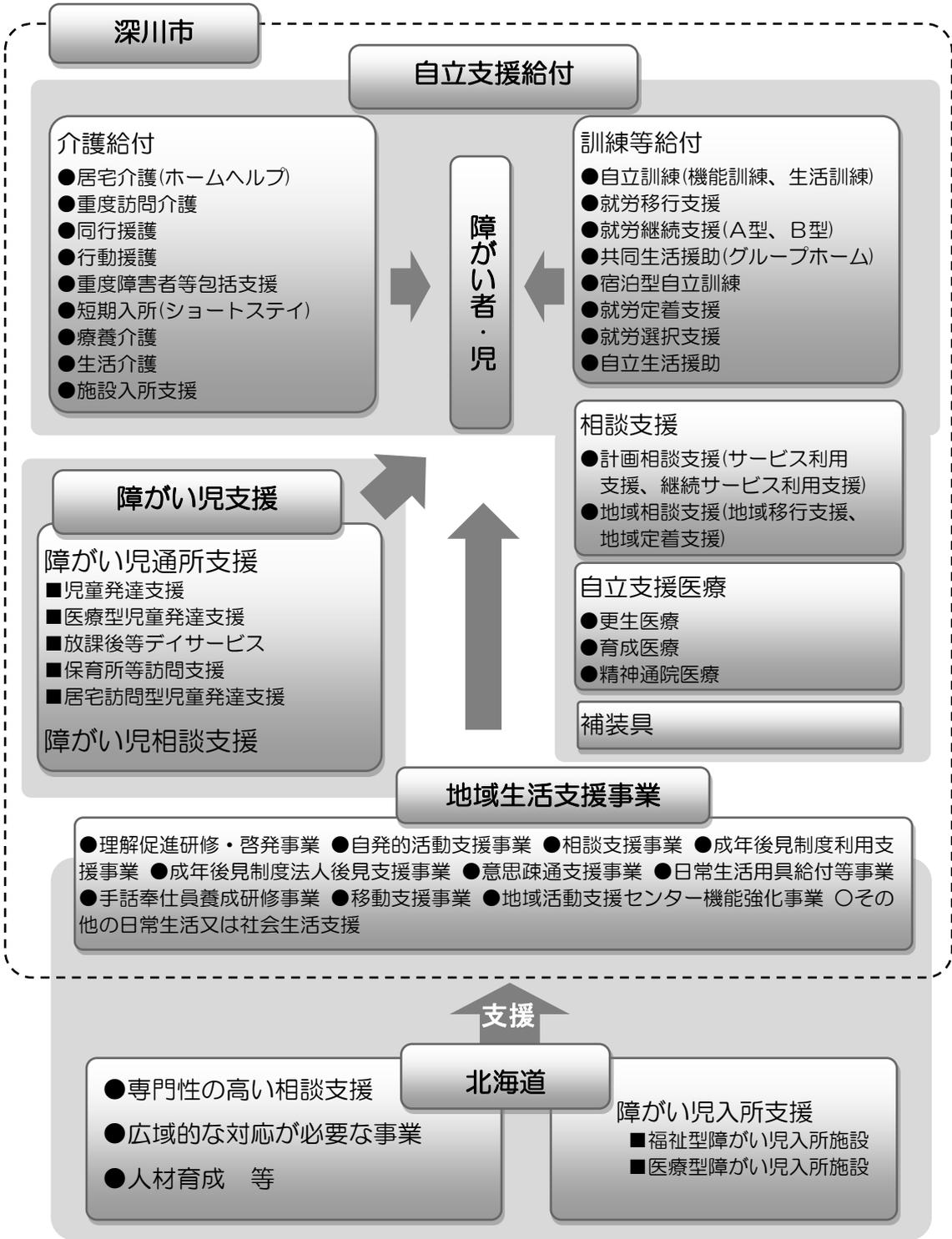
第7期深川市障がい福祉計画等は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

平成										令和							
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
第2期 深川市障がい 福祉計画			第3期 深川市障がい 福祉計画			第4期 深川市障がい 福祉計画			第5期 深川市障がい 福祉計画 第1期 深川市障がい 児福祉計画		第6期 深川市障がい 福祉計画 第2期 深川市障がい 児福祉計画		第7期 深川市障がい福 祉計画 第3期 深川市障がい児 福祉計画				
第2次深川市障がい者 計画（後期）（H21～ H25）					第3次深川市障がい者計画（H26～R05）										第4次深川市 障がい者計画 （R06～R11）		

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第3節 サービスの体系.....計画書 P6~P9

障害者総合支援法のサービスは、個々の障がい者の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付（介護給付、訓練等給付及び相談支援等）」と、地域の実情に応じて市町村の創意工夫により実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第4節 計画の基本的な考え方.....計画書 P10~P14

### 1 計画の基本理念

本計画は、第4次深川市障がい者計画(令和6年度~令和11年度)に掲げる目標と同じく、

障がいや障がいのある人に対する市民の理解を促進し、障がいのある人とない人の地域の中での交流や、まちづくり・地域づくりへの参加を進め、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの市民が、社会の一員としてその役割と責任を担いながら、住み慣れた地域で、「ともに学び ともに働き ともに暮らす 共生社会の実現」を目指す

ことを基本理念とします。

### 2 計画の基本方針

#### (1) 計画の策定にあたっての基本的な視点

次に掲げる点に配慮して第7期深川市障がい福祉計画等を策定します。

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
② 市を基本とした身近な実施主体と障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
④ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
⑤ 地域共生社会の実現に向けた取り組み
⑥ 障がい福祉人材の確保
⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

#### (2) 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、本節の2-(1)「計画の策定にあたっての基本的な視点」を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標値を設定し、計画的なサービス提供体制の確保を行います。

① 訪問系サービスの提供
② 日中活動系サービスの提供
③ グループホームの充実と地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
⑤ 相談支援体制の充実・強化
⑥ 障がいのある子どもを支援する体制の整備、充実
⑦ 権利擁護の推進
⑧ 不足するサービスの提供体制等の確保について

### 3 PDCAサイクルの実施 ～成果目標と活動指標の設定について～

本計画では、国の基本指針の規定に沿って、下表のとおり、「計画の実施により達成すべき基本的な目標」(成果目標)と「目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標」(活動指標)を整理・明確化しています。

活動指標については、基本的には障がい福祉サービス等の利用実績とします。

なお、計画の進捗状況の確認及び評価については、深川市保健福祉施策推進協議会において実施し、その結果必要に応じ所要の見直し等を行なうことにより、計画の効率的かつ効果的な推進を図っていきます。

《成果目標と活動指標の関係》

【基本理念】 ともに学び ともに働き ともに暮らす 共生社会の実現

成果目標

活動指標

施設入所者の地域生活への移行（P18）

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（P19）

- 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数
- 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）
- 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月・6 か月・1 年時点の退院率）

地域生活支援拠点等が有する機能の充実（P19）

- 地域生活支援拠点の充実

福祉施設から一般就労への移行等（P20）

- 福祉施設から一般就労移行者の増加
- 職場定着率の増加

障がい児支援の提供体制の整備等（P21）

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置の検討

相談支援体制の充実・強化等（P22）

- 相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

障がい福祉サービス等の質の向上（P23）

- 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- 訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

- 精神障害者の地域移行支援の利用者数
- 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新設】
- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障がい児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

- 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

## 第2章 第7期深川市障がい福祉計画等における数値目標

### 第2節 第7期計画における数値目標設定.....計画書 P18~P23

#### 1 施設入所者の地域生活への移行

	項目	数値	考え方
成果 目標	令和4年度末時点の入所者数(A)	63人	令和4年度末の施設入所者数
	目標年度入所者数(B)	62人	令和8年度末時点の利用人員
	【目標値】 地域生活移行者数	4人 6.3%	上記のうち、施設入所からグループホーム等へ地域移行する入所者数
	【目標値】 削減見込み(A-B)	1人 1.6%	差引減少見込み数(割合については削減見込み人数を入所者数(A)で除したもの)

#### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	項目	数値	考え方
成果 目標	保健、医療及び福祉関係者による協議の場	—	北空知自立支援協議会での協議の場の設定を検討

#### 3 地域生活支援の充実

	項目	数値	考え方
成果 目標	地域生活支援拠点等の整備数	—	1箇所整備済み
	運用状況の検証および検討	1回以上	北空知地域自立支援協議会で実施済み

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

##### (1) 福祉施設利用者の一般就労への移行

	項目	数値	考え方
成果 目標	令和3年度の一般就労移行者数(A)	0人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B)	4人 —%	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(割合については一般就労移行者数(B)を(A)で除したもの)

##### (2) 就労移行支援事業所ごとの一般就労率【新規】

	項目	数値	考え方
成果 目標	【目標値】 目標年度の就労移行支援事業所の割合(C)	—	令和8年度において一般就労率5割以上の就労移行支援事業所の割合

##### (3) 就労定着支援事業の利用者数

	項目	数値	考え方
--	----	----	-----

## 第2章 第7期深川市障がい福祉計画等における数値目標

成果 目標	令和3年度の就労定着支援事業利用者数(A)	0人	令和3年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用した者の数
	【目標値】 目標年度の就労定着支援事業の利用者割合等(C)	1人 -%	令和8年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合。

### (4) 就労定着支援事業所ごとの就労定着率

	項目	数値	考え方
成果 目標	【目標値】 目標年度の就労定着支援事業所の割合(C)	-	令和8年度において就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

	項目	考え方
成果 目標	令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1カ所以上設置	児童発達支援事業所を圏域で設置済み
	令和8年度末までに全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	体制の構築に向けて検討
	令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に1カ所以上設置	対象者を把握した上で検討
	令和8年度末までに圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	協議の場については設置済み コーディネーターは協議の場で配置を検討

## 6 相談支援体制の充実・強化等

	項目	数値	考え方
成果 目標	基幹相談支援センターの設置【新設】	1	令和8年度末までに基幹相談支援センターを対象として実施を検討する
	専門的な指導・助言件数	1	
	人材育成の支援件数	1	
	連携強化の取組の実施	1	
	協議会におけるサービスの開発・改善等【新規】	1	

## 7 障がい福祉サービス等の質の向上

	項目	数値	考え方
成果 目標	研修への市職員の参加	1人/年	1年間で1人は研修に参加する
目標	審査結果の分析共有	1回/年	北空知圏域担当者会議等で共有を検討

### 第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

#### 第1節 自立支援給付.....計画書 P24~P40

##### 1 訪問系サービス

##### 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護

事業内容	介護が必要な人に対し、ヘルパーが自宅訪問し、入浴や排せつ、洗濯、掃除、調理等の日常生活上の支援を行ったり（居宅介護・重度訪問介護）、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報提供や移動援護等の外出支援や（同行援護）、自己判断能力が限られている人に、危険回避に必要な支援、外出支援（行動援護）を行います。
------	--

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
全体	時間数/月	304	304	304
	利用者数(人)	27	27	27
居宅介護	時間数/月	150	150	150
	利用者数(人)	15	15	15
重度訪問介護	時間数/月	120	120	120
	利用者数(人)	4	4	4
行動援護	時間数/月	30	30	30
	利用者数(人)	4	4	4
同行援護	時間/月	4	4	4
	利用者数(人)	4	4	4
重度障害者等 包括支援(新)	時間/月	—	—	—
	利用者数(人)	—	—	—

##### 2 日中活動系・居住系サービス

##### 1) 日中活動系サービス

##### (1) 生活介護

事業内容	常に介護が必要な人に対し、障がい者支援施設等で、主として昼間において、入浴や排せつ、食事の介護や創作活動又は生産活動などの機会を提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
------	---

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	2,500	2,500	2,500
利用者数(人)	110	110	110

### 第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

#### (2) 療養介護

事業内容	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に対し、主として昼間において、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
------	---

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	430	430	430
利用者数(人)	14	14	14

#### (3) 就労継続支援A型(雇成型)

事業内容	企業等で働くこと(一般就労)が困難な人に対し、雇用契約を結んだ上で継続的に就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
------	--

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	150	150	150
利用者数(人)	8	8	8

#### (4) 就労継続支援B型(非雇成型)

事業内容	通常の事業所に雇用されていた方で、その年齢や心身の状態その他の事情により企業等で働くこと(一般就労)が困難な人や、就労移行支援によっても雇用に至らなかった方などに対し、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
------	--

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	1,030	1,030	1,030
利用者数(人)	65	65	65

#### (5) 就労移行支援

事業内容	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれ、企業等で働くこと(一般就労)を希望する人に対し、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
------	--

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	20	20	20
利用者数(人)	2	2	2

### 第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

#### (6) 就労定着支援

事業内容	一般就労へ移行した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスを提供します。
------	---

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	1	1	1
利用者数(人)	1	1	1

#### (7) 就労選択支援【新設】

事業内容	就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の結果をもとに、ハローワークが職業指導等を行うことで、より能力や適性に合った就労を支援します。
------	---

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	—	2	2
利用者数(人)	—	1	1

#### (8) 自立訓練(機能訓練)

事業内容	身体に障がいのある方が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障がい者支援施設やサービス事業所、自宅で一定の期間において身体機能の向上のために必要な理学療法、作業療法等の訓練を行います。
------	---

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	23	23	23
利用者数(人)	1	1	1

#### (9) 自立訓練(生活訓練)

事業内容	知的障がい又は精神障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、障がい者支援施設やサービス事業所、自宅で、一定の期間において生活能力（入浴、排せつ、食事等）の向上のために必要な訓練を行います。
------	--

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	50	50	50
利用者数(人)	2	2	2

### 第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

#### (10) 短期入所(ショートステイ)

事業内容	介護を行う人の疾病等の理由により短期間の入所を必要とする人に対し、障がい者支援施設等において入浴や食事、排せつその他必要な介護等の支援を行います。
------	---

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	13	13	13
利用者数(人)	5	5	5

#### 2) 居住系サービス

##### (1) 共同生活援助(グループホーム)

事業内容	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、地域の共同生活の場で、主に夜間における入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。
------	--

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
共同生活援助	利用者数(人)	55	55	55
	月数/年	600	600	600

##### (2) 施設入所支援

事業内容	介護が必要な人や通所が困難な人で施設に入所し、生活介護や自立訓練等のサービスを利用している人に対して、主に夜間における日常生活上の支援(入浴、排せつ及び食事等の支援等)を行います。
------	--

指標	令和3年 計画値	令和4年 計画値	令和5年 計画値
利用者数(人)	67	67	67
月数/年	804	804	804

##### (3) 自立生活援助

事業内容	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問(助言や医療機関等との連絡調整)や、利用者からの相談・要請に応じた随時の対応(訪問、電話、メール等)により必要なサービスの提供を行います。
------	---

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
利用者数(人)	1	1	1

### 第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

#### 3 相談支援サービス

##### (1) 計画相談支援

事業内容	障がい福祉サービス及び地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービス等の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整を行います。
------	--

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
実利用者数（人）	220	220	220
事業所数	1	1	1

##### (2) 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)

事業内容	<p>【地域移行支援】 障がい者支援施設等の入所者並びに精神科病院に入院中の人を対象とし、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行い、地域移行支援計画の作成や住居確保、関係機関との調整等を行います。</p> <p>【地域定着支援】 また、退所後・退院後の地域生活を支援するため、居宅において単身で生活している障がい者、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者を対象とし、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談や支援を行います。</p>
------	---

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
地域移行支援	実利用者数（人）	1	1	1
地域定着支援	実利用者数（人）	10	10	10

### 第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

#### 第2節 地域生活支援事業.....計画書 P41～P56

##### 1 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

事業内容	<p>理解促進研修・啓発事業として、障がい者が日常生活や社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。</p> <p>また、自発的活動支援事業として障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。</p>
------	--

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
理解促進研修・啓発事業	実施数	1	1	1
自発的活動支援事業	団体補助実施数	1	1	1
	その他実施数	1	1	1

##### 2 相談支援事業

##### (1) 障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業

事業内容	<p>障がい者が障がいの種別にかかわらず、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者及びその関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び支援を行うとともに、相談支援にかかる関係機関との連絡調整、地域連携システム(ネットワーク)を構築するための会議を開催し、障がい者の自立と地域生活を支援します。(障害者相談支援事業)</p> <p>また、他の相談支援事業者・関係機関に対する指導及び助言、専門的な相談支援等が必要な困難事例への対応並びに地域自立支援協議会を中心とした関係機関の連携強化と支援体制の整備推進を実施します。(基幹相談支援センター等機能強化事業)</p> <p>さらに、一般住宅への入居に困難を抱えている障がい者に対して、入居に必要なサポート、24時間の相談体制及び関係機関との連絡調整などの支援を実施します。(住居入居等支援事業)</p>
------	--

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
地域自立支援協議会	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	1	1	1
住宅入居等支援事業	実利用者数(人)	1	1	1

##### (2) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

事業内容	<p>後見人等の報酬等の経費について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる障がい者に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成し、障がい者の権利擁護を図ります。(成年後見制度利用支援事業)</p> <p>また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。(成年後見制度法人後見支援事業)</p>
------	---

### 第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
成年後見制度利用支援事業	実利用者数（人）	3	4	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

#### 3 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

事業内容	手話通訳者及び要約筆記者等を派遣し、聴覚障がい者等のコミュニケーションの確保を図ります。
------	--

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
手話通訳者・要約筆記者派遣 事業	実利用者数（人）	1	1	1
	利用件数	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置者数（人）	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	実用性講習修了見 込者数（登録見込 み者数）（人）	1	1	1

#### 4 日常生活用具給付事業

事業内容	障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、障がいの種類と程度に応じ、各種の日常生活用具を給付します。
------	--

##### 【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
全体	給付件数	945	945	945
介護・訓練支援用具	給付件数	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数	2	2	2
在宅療養等支援用具	給付件数	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	給付件数	15	15	15
排泄管理支援用具	給付件数	923	923	923
居住生活動作補助用具	給付件数	2	2	2

#### 5 移動支援事業

事業内容	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むために、屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を実施します。
------	---

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
移動支援事業	延べ利用時間	1,000	1,000	1,000
	実利用者数（人）	16	16	16
	実施個所数	5	5	5

### 第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

#### 6 地域活動支援センター事業

事業内容	障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障がい者に対する創作活動、生産活動などの基礎的事業を行うとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域において就労が困難な在宅障がい者に対して、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを行います。
------	---

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
基礎的事業	実施個所数	1	1	1
	延べ利用者数（人）	7,200	7,200	7,200
機能強化事業（市内）	実施個所数	1	1	1

#### 7 任意事業

##### (1) 日常生活支援事業

##### 日中一時支援事業（日帰り短期入所事業）・生活サポート事業・給食サービス事業

事業内容	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むために、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の一時的なレスパイトを図るため、宿泊の伴わない支援を行います。（日帰り短期入所事業） 介護給付費支給決定の非該当者であって日常生活に支障をきたす恐れのある障がい者にヘルパーを派遣し、日常生活を支援します。（生活サポート事業） 居宅の障がい者が、健康で自立した生活を送ることが出来るように、定期的に配食を行い在宅生活を支援します。（給食サービス事業）
------	---

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日帰り短期入所事業	利用回数	150	150	150
	実利用者数（人）	4	4	4
	実施個所数	5	5	5
生活サポート事業	利用回数	6	6	6
	実利用者数（人）	1	1	1
	実施個所数	1	1	1
給食サービス事業	利用食数	570	570	570
	実利用者数（人）	3	3	3
	実施個所数	2	2	2

##### (2) 社会参加支援事業

##### 自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

事業内容	自動車運転免許取得・改造費助成事業の実施により、障がいのある人の自立と社会参加を促進します。
------	--

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
自動車運転免許取得費助成事業	助成件数	1	1	1
自動車改造費助成事業	助成件数	1	1	1

## 第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

### 第3節 障がい児支援の見込量と確保のための方策.....計画書 P51~P55

#### 1 児童福祉法によるサービス

##### (1) 児童発達支援

事業内容	障がいのある子どもたち（未就学児）の健やかな育ちを保障し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
------	--

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	150	150	150
利用者数（人）	60	60	60

##### (2) 放課後等デイサービス

事業内容	就学している児童（小学生以上から高校生まで）に対し、授業終了後や休業日に生活能力の向上のための訓練や社会交流を促進する活動等を行います。
------	--

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	260	260	260
利用者数（人）	85	85	85

##### (3) 保育所等訪問支援

事業内容	障がい児が、保育所等の集団生活で他者とのコミュニケーションや活動に参加していくことを支援します。
------	--

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	10	10	10
利用者数（人）	5	5	5

##### (4) 障がい児相談支援

事業内容	障がい児通所支援を利用するすべての障がい児を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービス等の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整を行ないます。
------	--

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
利用者数（人）	100	100	100

### 第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

#### (5) 居宅訪問型児童発達支援

事業内容

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練）を提供するサービスです。

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	4	4	4
利用者数(人)	1	1	1

### 第4章 計画の推進.....計画書 P57

令和8年度を目標年度とする数値目標(成果目標)と、成果目標を達成するための障がい福祉サービス等の見込量(活動指標)の確保が達成されるよう、次により着実に推進していきます。

#### 1 達成状況の点検及び評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内関係課と連携しながら定期的に調査、分析及び評価を行い、その結果を深川市保健福祉施策推進協議会に報告し、計画の推進方法等について意見を求めるものとします。

なお、この中間評価の結果は、市のホームページで公表します。

また、必要があると認めるときは、計画の変更等を行います。

そのため、成果目標及び活動指標について、年1回はその進捗状況の分析・評価を行います。

#### 2 自立支援協議会における関係機関・事業所等との連携

本計画の総合的な推進のために、福祉、医療、教育、雇用等、様々な関係機関・事業所との連携を図る必要があります。

北空知地域自立支援協議会や北空知障がい者支援センターなど、多様なネットワークを構築し、障がい者のニーズを総合的に捉え、課題解決のための方策を協議していくとともに、それぞれが連携しながら計画を推進していきます。

#### 3 国・道との連携等

本計画の円滑な推進にあたっては、国及び道の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、国・道・近隣市町との連携に努めます。

また、制度などに関する問題点が生じた場合、国や道へ改善を要望していきます。